

あなたの家に住宅用火災警報器をつけましょう!

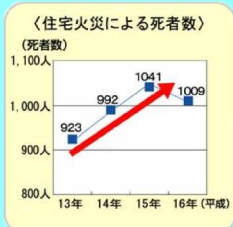


逃げ遅れを防ぐために...

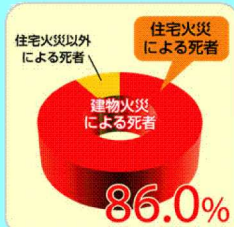


1. 設置義務化の背景 (消防法改正)

住宅火災による死者は増加中



住宅火災の死者は約9割



死亡原因の6割以上が逃げ遅れ



死者の約6割が65歳以上の高齢者



2. 施行の時期

○ 新築住宅 (全国一律)

平成18年6月1日から

○ 既存住宅 (群馬県内の各市町村の場合)

平成20年6月1日から

3. 設置する警報器の種類



煙式火災警報器

住宅用火災警報器には、「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあります。

寝室・階段	煙式(光電式)
廊下	煙式(光電式又はイオン化式)
台所	熱式(定温式)

住宅用火災警報器は、国で定める基準があります。

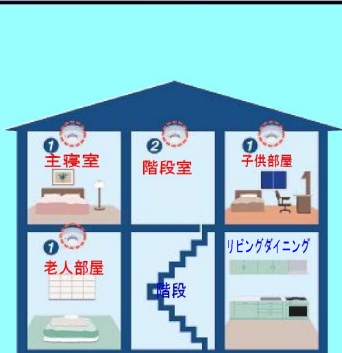
● NSマーク付きのものを推奨しています。



熱式火災警報器

台所への設置も推奨しています。

4. 設置する部屋



※寝室等の就寝の用に供する居室、寝室等から下階に通ずる階段及び7平方メートル(四畳半)以上の寝室以外の居室が5部屋以上ある階の廊下部分に設置しなければなりません。

5. 悪質な訪問販売にご注意!!



『今すぐ付けなければならぬ!』などと語り、
法外な価格で売りつける商法に注意しましょう!

《あやしいと思ったら、お近くの消防署又は警察署に確認しましょう。》